

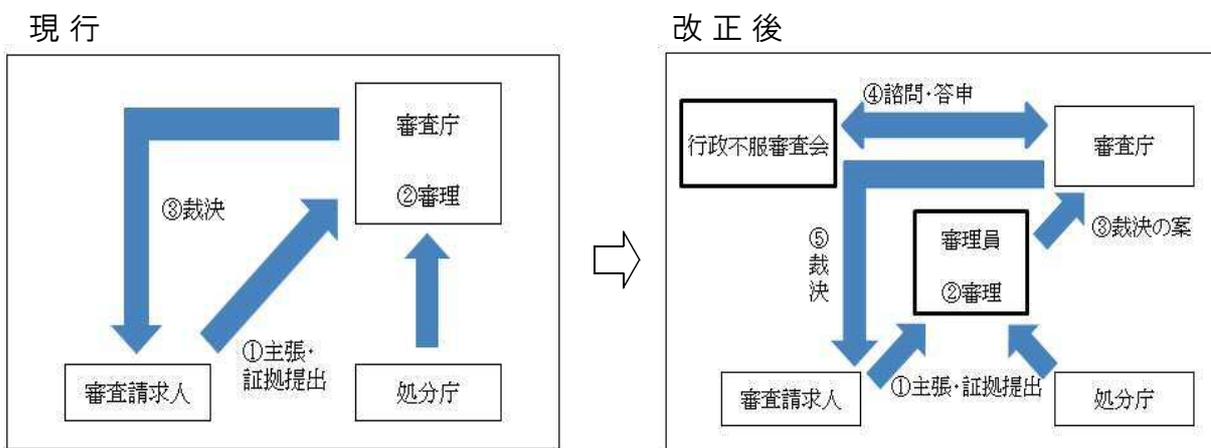
# 苫小牧市行政不服審査法施行条例(案)及び行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(案)の制定について

## 1 制定理由

平成28年4月1日から施行される行政不服審査法の全部改正に伴い、条例を制定するものです。

## 2 改正法の主な概要

- (1) 異議申立て及び審査請求(総称して「不服申立て」)を審査請求に一元化するとともに、審査請求期間が60日から3月に延長されました。
- (2) 審理員による審理手続の導入  
審査請求人と処分庁の主張を公正に審理し、裁決案を作成することとされました。
- (3) 行政不服審査会への諮問手続の導入  
審査庁が行う裁決の客観性・公正性を確保するため、裁決に当たっては行政不服審査会へ諮問しなければならないこととされました。



## 3 条例の内容

### (1) 苫小牧市行政不服審査法施行条例の制定

#### ア 第三者機関の名称とその組織

名称は苫小牧市行政不服審査会とし、優れた識見を有する委員5人以内で組織するものとし、(任期は国と同様に3年。)

#### イ 委員及び審理員の守秘義務

職務の性質上これらの者は秘密を知ることができる立場にあることから、条例上に守秘義務の規定及び違反に対しての罰則規定を設けます。

ウ 交付手数料について

審査請求人等が、証拠書類等の写しの交付を求めた場合の交付手数料については、条例で定めることとされており、本市においては無料とします。

- (2) 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定  
ア 不服申立て及び異議申立てを審査請求に統一するなど所要の改正を行います。

イ 苫小牧市個人情報保護条例及び苫小牧市情報公開条例に基づく開示等の決定に対する審査請求については、国と同様に審理員による審理手続を行わず、現行どおり、苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会が審理手続を行う旨の特例規定を設けます。

4 施行日 平成28年4月1日